

教育実践報告

愛知県陶磁美術館・学校出前講座「やきものの歴史」

Educational practice report

Learning the history and culture of Japan by Ceramics

-“Delivery Museum” of the Aichi Prefectural Ceramic Museum

小川裕紀

Hiroki Ogawa

概要

愛知県陶磁美術館・学校出前講座「やきものの歴史」は、同館学芸員が愛知県内の小学校へ古陶磁教材を持参し、学校教員と連携して小学6年生向けに授業を行うものである。授業のねらいは、児童が陶磁を通じて我が国の歴史と文化について理解を深め関心を高めることにある。これは、博物館が学校教育に従属して行う事業ではなく、公教育機関として学校と博物館が共同で行う教育実践である。

1 本稿の目的

愛知県陶磁美術館では、学芸員が小学校へ陶磁教材を持参して教員と共同で授業を行う「学校出前講座」を実施している（註1）。プログラムは「やきものの鑑賞」、「愛知のやきもの」、「やきものの歴史」の3種を設定している。前二者については既に陶磁美術館研究紀要等で概要を報告しているが、後者については実践例が少ないこともあり未報告であった。しかし実施校応募方法の改善等により27年度には実践例が増加して、成果について一定の蓄積を得ることができたことから、本稿では同プログラムについて概要を報告する（註2）。これに併せて、今日の博物館教育の在り方について、博学連携を起点として若干の考察を行う。

2 授業概要

- ・事業名称 愛知県陶磁美術館・学校出前講座「やきものの歴史」
- ・題材内容 焼き物でたどる日本の歴史と文化
- ・科目名称 小学校社会科
- ・対象学年 6年
- ・時間・会場 1時間（本時のみ）、小学校（学級の教室以外の教室、特別教室類）
- ・授業展開 授業案（後掲）
- ・使用教材 実物教材及びワークシート（詳細は図版画像及びキャプションを参照）[註3]

2-1 題材の趣旨

日本国では小学校6年社会科において、「我が国の歴史」を学習する。学校出前講座ではこれを踏まえて、主に原始時代から近世にかけての歴史学習を古陶磁の実物資料によって振り返る。児童が実物教材についてメモ、スケッチや質疑応答などの活動を行うことを通して、既存の知識を実物教材と主体的に結び付けて学習理解を深め、我が国の歴史と文化に対する関心を高めるとともに、観察力や表現力を育むことをねらいとする。なお、出前講座では実物教材の造形性についても児童の注意を促し、図画工作科の「鑑賞」との関連付けを行うほか、実施校によっては我が国の歴史文化に関する総合的学習（修学旅行等の特別活動を含む）への展開を目指す。

2-2 指導目標と評価の観点

- ・我が国の歴史と文化について理解を深める（知識、理解）
- ・実物教材の造形的な特徴を捉える（観察力、表現力）
- ・歴史的文化財の保護について関心を高める（関心）

2-3 題材の展開

2-3-1 導入1

まず、学芸員または教員が児童へワークシート配布後直ちに記名を指示し、学芸員挨拶の後にワークシートを用いて本時の流れを説明する。

次いで教材1:現行製品の土器皿、陶器皿（瀬戸焼）、炝器皿（常滑焼）、磁器皿（瀬戸焼）について、学芸員が任意の代表児童4名をアシスタントとして児童全体に提示する〔画像2〕。陶磁の材質による形状や色、打音の違いを確認しつつ、児童が各自で気付いたことをワークシートに記入するよう促し、伝統的な陶磁の材質分類を主体的に理解させる。

2-3-2 導入2

導入1に引き続き教材1を用いて、土器・炝器・陶器・磁器の日本における制作開始年代を、小学6年社会科の歴史学習内容と関連付けながら大まかに確認する。ここでは、原始時代には陶磁は土器のみであったが、古代以降に硬く色彩豊かな陶磁生産の努力と工夫が重ねられて、現在の伝統的な陶磁生産が行われていることを理解させる。なお、補助教材として教材2:各時代古陶磁の破片資料を用いることもできる。

2-3-3 展開1 縄文土器と弥生土器〔画像9〕

まず、学芸員が実物教材の提示を行い、児童はワークシートへ教材3a:縄文土器〔画像3〕のスケッチ記入と、教材3b:弥生土器壺〔画像4〕の題箋（キャプション）筆写を行う。ここでは、ワークシートへの記入活動を通じて、児童が各自で教材を観察して造形要素や資料情報を把握することをねらいとしている。

次いで学芸員から児童への発問によって、社会科における歴史学習内容－縄文土器の「縄文」造形や利用法、縄文時代と弥生時代の生活文化の違い等を想起させる。ここでは、既存の知識を実物教材と主

体的に結び付けて学習理解を深め、原始時代の歴史文化に対する関心を高めることを目指す。

なお、実物教材 3a・3b は本展開部 1 冒頭で開梱し、本展開部 1 終結部で梱包する。ここでは、博物館における主要な梱包材である、「薄葉紙」を中心とした梱包法を用いる。特に梱包時には、学芸員が児童の前で梱包作業を行いながら博物館における資料の保存について概説し、文化財保護の重要性について理解を促す。

2-3-4 展開 2 「茶の湯」の茶碗 [画像 10]

まず、学芸員が実物教材の提示を行い、児童はワークシートへ教材 3b: 沓茶碗(美濃・安土桃山時代) [画像 5] の題箋(キャプション)筆写と、教材 3d: 天目茶碗(瀬戸・室町時代) [画像 6] のスケッチ記入を行う。学芸員は児童の活動と並行して、本教材が室町文化の「茶の湯」で用いられた抹茶茶碗であることを説明し、実物教材と既有的歴史学習内容との大まかな関連付けを促す。

次いで、学芸員の発問により、児童に両茶碗の造形の違いへ目を向けさせる。東海圏内の小学校の修学旅行地となることが多い京都の慈照寺「銀閣」や、社会科の後続単元における学習「千利休」などと結び付けて学芸員が説明し、児童が抹茶茶碗を通して茶の湯文化に対する理解を深め、関心を高めるようにする。

また、本展開部では「茶の湯」における喫茶の基本作法を実演する。具体的には、主人が茶碗の「正面」を選択することと、客はその正面を避けて(遠慮して碗を少し回す)茶をいただくことを学芸員が実演とともに説明し、児童に日本の伝統文化への理解と関心をもたせる。

なお、実物教材 3e・3d は本展開部 2 冒頭で開梱し、本展開部 2 終結部で梱包する。ここでは、日本の伝統的な工芸品の梱包材である、「桐箱」等を中心とした梱包法を用いる。特に梱包時には、学芸員が児童の前で梱包作業を行いながら我が国における工芸品の取扱いと保存法について概説し、文化財が先人達の工夫と努力によって守り伝えられてきたことについて理解を促す。

2-3-5 展開 3 秀吉朝鮮出兵、鎖国と九州陶磁 [画像 11]

まず、学芸員が実物教材の提示を行い、児童はワークシートへ教材 3e: 小代焼(熊本県)・白釉流船徳利(江戸時代) [画像 7] のスケッチ記入と、教材 3f: 有田焼(佐賀県)・色絵牡丹文鉢(柿右衛門様式・江戸時代) [画像 8] の題箋(キャプション)筆写を行う。学芸員は児童の活動と並行して、本教材が豊臣秀吉の朝鮮出兵後に九州各地に成立した陶磁産地の製品であることを説明する。

次いで、学芸員の発問により、児童に両教材の材質や施文法の違いへ目を向けさせる。両教材は大きくは九州・江戸時代という同地方・同時期の所産であるが、意匠の基本思想が全く異なることに注意を促し、陶磁を通じた文化の多様性を理解させる。

実物教材 3e・3f は本展開部 3 冒頭で開梱するが、3f: 有田焼・色絵牡丹文鉢を収納する桐箱の本体外側面の一つには、英文ラベルが貼付されている。これは江戸時代の有田・柿右衛門様式の製品は基本的に海外輸出用に専ら生産され、日本国内には殆ど伝世せずに長崎出島を通じてヨーロッパへ流通して彼の地で賞玩されたものであることに起因する。本作品の木箱の制作時期は未詳ながら、英文ラベルは欧米におけるコレクションないしオークションに関連して貼付されたものと思われる。本展開部終結部では、教材 3f 収納箱の英文ラベルについて児童に注意を促し、学芸員が本教材と鎖国体制下における長

崎出島貿易との関連について説明して、日本の美術工芸品の海外への広がりについて目を向けさせる。

2-3-6 まとめ

まず、展開部の学習内容を振り返って、時代によって陶磁の造形が異なることを確認する。ここでは、経済・社会、生活・文化の違いが陶磁器に反映していることを理解させるとともに、博物館等における実物資料や現代生活における各種製品から、制作と利用の背景となっている経済・社会、生活・文化を各自が主体的に想像して読み解くよう促す。

次に、古陶磁の造形系譜として、造形の左右非対称・不定型性を特徴とする“縄文派”と、造形の左右対称・端整さを特徴とする“弥生派”があることを確認する。ここでは、制作者（集団）の考え方が造形に反映していることを理解させるとともに、各自が作品の造形から制作者の意図を主体的に汲み取ることを促す。

最後に、こうした実物教材を媒介とした主体的な学びとしての、各種博物館の存在と利用に注意を向け、各自が自主的により発展的な学習を深めることを目指す。

2-3-7 授業終了後（休み時間）

授業開始前に、教材2：各時代古陶磁の破片資料を会場前方に設置（展示）しておく〔画像1、12-15〕。その一部は導入2で用いることがあるが、多くの教材は未提示のまま授業が終了する。一方、本授業の展開部で扱う教材は授業時間内に至近距離で観察するが、手に触れることはできない。そこで、本授業の終了後に関心ある児童は引き続き会場で教材2を自由に触って観察できることとしている〔画像16〕。本活動によって、より主体的かつ体験的に学習内容の理解を深め、関心を高めることをねらいとしている。

なお、授業終了後に、ワークシートは担任教員が児童の成績評価に用いることができる。

2-4 解説

陶磁を専門とする美術館は、動もすれば個人的な趣味活動の支援施設と見なされがちであるが、現代公教育機関としての博物館の使命の一つは国・地方・都道府県・市町村などの様々な地理的な位相で陶磁を紹介することを通じて、主に住民が「地域」について理解と関心を高めて地域社会の形成に寄与することである。この点において、学校教育と博物館は公教育として教育目標を共有しているといえる。

一般に学校教育と社会教育（公民館・図書館・博物館）は全くの別種の教育と認識されている。しかし、今日の学校教育では教育目標を実現するために学習者（児童生徒）の主体的な学習を指導することに対し、公民館・図書館・博物館の社会教育機関では学習者の主体的な学習を支援しつつ現代的課題についても普及啓発することが基本機能となっており、この点においても学校教育と博物館は公教育として教育機能を共有している。

ただし、博物館は実物資料を豊富に保管していることが特徴的であり、児童の主体的な学習を導きやすい利点がある（ただし、実物至上主義とならぬよう注意する必要がある）。学校への出前講座では、学校教育における学習内容について実物教材によって理解を深め関心を高めるとともに、博物館独自の情報発信を併せて行い、児童に対して主体的で総合的な社会文化の理解を促すことができる。

3 提言

愛知県陶磁美術館・学校出前講座「やきものの歴史」においては、指導目標を、日本の歴史的なやきものを通して、日本の歴史と伝統・文化について理解を深め、親しみと誇りを育てることと設定している。これは、もちろん小学校の教育課程を念頭においてはいるが、博物館が学校に「従属」しているといった類のものではなく、博物館と学校の共通的な教育目標を掲げたものである。

日本の博物館においては、博物館教育の原理は利用者の主体的な学習であり、学校教育とは異質の存在として論じられることが多いが、その根源は何処にあるのであろうか。本項では、博物館法の上位法たる教育基本法及び社会教育法、並びにこれらを成立させた当時の社会状況を起点に解き起こしてみたい（註4）。

1947年教育基本法の社会教育規定や1949年社会教育法から導きだされた、社会教育行政の原則は「環境醸成」であった。基本理念は「指導・助言行政」であり、学習の内容や方法の選択は学習者の自主性・自発性に委ねられた。これは、終戦直後の戦後期一占領下、教育に関する政策においては、平和な民主的國家を建設することが強く志向されたことの結果であったといえる。昭和戦前期からの反動のためか、日本における公教育は戦前の全体主義から個人主義、自由主義へ大きく転換し、國家や伝統、ナショナリズム教育は大きく後退したのである。

ただし、社会教育・博物館教育関係者においては「指導・助言行政」を基本理念としつつも、「環境醸成」の範囲内において、市民の学習要求が高くないものであっても、公共性や社会性の高い課題のための学習機会を充実させることが、社会教育行政の責務であると捉えられていたことを見逃してはならない。これは、市民における主体的な学習の現実がレジャーやレクリエーションに偏り、知識的学習に取り組む市民は社会全体の中では比較的少数であることを反映したものではないだろうか。

理念と法制度において、学習者の自主性・自発性を第一とする社会教育を“狭義の社会教育”とするならば、狭義の社会教育に普及啓発を加えた“広義の社会教育”が現実には求められていたのである（註5）。20世紀後半における日本の博物館教育は、こうした理念と法制度、そして現実において、狭義の社会教育と広義の社会教育として展開したのであった。

日本では「冷戦」が終了した頃から、国内社会や、國家をめぐる国際的環境の変化を受けた、教育に関する様々な議論が展開された。その代表的な例が2000年の教育改革国民会議であった。ここでの議論は学校教育を中心としつつも、1947年教育基本法と戦後教育において國家や伝統、ナショナリズム教育が不足していることを指摘している。こうした議論を踏まえて、2006年に教育基本法は全部改正された。

2006年教育基本法の社会教育規定では、「個人の要望や社会の要請にこたえ」の文言が新たに入ったことが特徴的である。「社会の要請」の内容については、例えば2008年中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」に窺うことができる。ここでは、学習者の自主性・自発性を前提としつつも、國家や地域社会の形成のために必要な現代的・社会的課題—例えば男女共同参画、人権教育、高齢者教育、環境教育、消費者教育などに関する学習の一部を社会教育行政が担い、普及啓発や学習機会の提供を行うことが提言されたのである。広義の社会教育が、現実のみならず法制度においても求められるようになったといえよう。

また、2006年教育基本法では地方公共団体が教育振興基本計画を定めるよう規定された（第17条2）。

これを受けて各地方自治体は教育に関する基本計画を策定しつつあるが、教育委員会が博物館を所管する自治体においては、自治体の行う公教育の目的や教育目標を達成するために博物館がその一翼を担うよう、施策や事業を定めるようになってきた。

ところで、2008年博物館法施行規則の改正において学芸員資格課程に関する科目が改訂された頃から、博物館学に関する書籍の刊行が相次いでいる。管見の限り、2006年教育基本法第12条を“社会教育の自由”への干渉と批判する意見はあるが、博物館や博物館教育を新たに規定された公教育へ積極的に位置付けようとする所論は認められず、事業計画策定にあたり上位計画との整合性への留意を求めるところとどまるものがおおいようだ。博物館における論議では相変わらず利用者主体の博物館教育と、ナショナルリズムからの解放が説かれている状況である。

博物館教育においては、教育学における「学習」の理論—特に構成主義を援用し、利用者の主体的な学習への支援を原則としてきた。これは、1947年教育基本法の下においては法的整合性も有し、理念と法制度の双方に基づいて利用者主体の博物館教育が展開されてきた。しかし、2006年教育基本法の下においては、もはや“利用者に学習内容を押し付けてはいけぬ”という一種の道徳論になってしまっているのではないだろうか。博物館関係者に必要な議論は、博物館教育が現代社会や公教育の中で現実にとどのように機能しているかを考える、博物館教育の存在論ではないのか。従来からの社会教育の理念についても、現在の社会状況を踏まえて改訂する必要があるだろう。

博物館体験をめぐる先行研究によれば、博物館をほとんど利用していない者であっても、博物館に関する一定のイメージ—例えば“博物館行き”や“美の殿堂”など—を有している。つまり、博物館は非利用者にとっても、社会における一種のシンボルとして作用している。利用者の主体性などというものは関係なく博物館は存在し、機能しているのだ。

博物館教育と学校教育の連携に関する筆者の基本的な考え方については、『愛知県陶磁資料館研究紀要』17号(2012年)で述べた。要約すれば、博物館教育と学校教育はともに公教育の主要な部門として、近代的市民社会の形成に寄与することを主要な目的の一つとしている。前者は実物資料の収集・保存と調査研究に基づき学習者が実物資料から多義的な価値を見出せるよう実施すること、後者は学習者の発達段階に応じて教科と特別活動を体系的に実施することに大きな特徴がある。博学連携はこうした特性を踏まえ、両者の教育効果をより高めるために行うことを提議したのである。

博物館は住民に主体的な学習の機会を提供する場として、非利用者をも含めて社会で機能している。博物館教育は学校教育と、公教育の一部門同士として教育目標を共有して連携することによって、社会の形成のためにより大きく寄与することができる。学習者の主体性は必要条件ではあるが十分条件ではない。現代社会に求められる公共的な教育目標を掲げ、教育課題を解決するためにどのような実践が必要かを十分に考慮して計画実行することが必要なのである。

本実践では、本項冒頭の共通教育目標を掲げつつ、現場レベルでは学校教員の教育要求と博物館学芸員の普及要求のバランスをとりながら授業を展開した。ここに存在するのは博物館教育と学校教育の連携をめぐる「共同論」と「従属論」の二項対立ではなく、文化の伝達をめぐる教育—学習の場における、教育者と学習者との緊張関係である。

4 今後の課題

本事業では、出前授業終了後に陶磁美術館が実施校担当教員に任意で意見・感想の提出を求めている。また、実施校が自発的に陶磁美術館へ参加児童の感想文を提出することもある。これらの資料によって、本事業の実施効果がある程度は推測することができる。

教員の意見・感想については、実物教材を用いた教材によって、歴史学習の理解を深めることができたとするものが大半である。教育課程に準拠しつつ、その内容を超えて茶道史や美術工芸史的事項を取り扱っていることについても、児童の発展的な学習を促すものとして評価されている。授業内容や教材に対する要望としては、6年社会科における国際社会・文化に関する学習に関連して外国陶磁を扱う意見があり、今後の事業展開において検討してきたい。

児童感想文は教員を通じて陶磁美術館へ提出されるものであり、その内容には一定のバイアスがかかることに注意しなければならない。しかし、そうした条件下にあっても目を引くのは、「(出前授業実施前までは)焼き物は興味がなかった」とする感想が複数存在することである。こう明記する児童自体は極少数であるが、授業者の実感としては、大方の児童も概ね同様の思いであると思われる。児童たちは出前授業を通じて、陶磁の材質分類や陶磁史の大きな流れを理解し、既存の歴史学習の知識を深め、一部の児童たちは古陶磁における造形の多様性や総合的な社会文化の理解について関心を高めているようである。今後の事業展開においては、後者の児童—主体的で総合的な社会文化の理解と関心を高める児童を増加させるよう、授業における発問や説明を一層工夫する必要がある。

戦後日本の博物館は、成人は自発的に学習するという—実際には博物館で積極的に自主学習に取り組むのは一部の市民だけだ—云わば自発的学習信仰「市民の博物館神話」の下、自発的な来館者を対象とした箱物事業を展開してきた。そこでは、博物館に來ない人、博物館では自主的に学習しない人が博物館人の視界の外にあった。学校出前講座はこうした旧弊を打破し、社会全体を視野に入れた公教育としての博物館教育のモデル事業となるに違いない。

(おがわ・ひろき 愛知県陶磁美術館主任学芸員)

註

- 1 愛知県陶磁美術館は2013年6月に、従来の愛知県陶磁資料館から現行名称へ館名を変更した。これに伴い、学校出前講座は2013年度に、従来の出前博物館から現行名称へ事業名を変更した。本稿では名称変更前の事項についても、全て現行名称によって記載する。
- 2 学校出前講座「やきものの歴史」の実施歴は以下の通りである。
 - ・2010年12月8日：東郷町立高嶺小学校 第6学年3学級
 - ・2011年9月8日：稲沢市立牧川小学校 第6学年1学級
 - ・2012年2月23日：瀬戸市立下品野小学校 第5学年2学級及び第6学年2学級
 - ・2013年10月31日：東郷町立高嶺小学校 第6学年3学級
 - ・2014年6月20日：尾張旭市立旭丘小学校 第6学年3学級
 - ・2014年11月26日：碧南市立日進小学校 第6学年2学級
 - ・2015年9月6日：豊明市立唐竹小学校 第6学年1学級
 - ・2015年9月7日：刈谷市立小垣江東小学校 第6学年2学級

- ・2015年10月7日：東海市立三ツ池小学校 第6学年2学級
- ・2015年10月8日：大府市立大東小学校 第6学年3学級
- ・2015年11月25日：弥富市立栄南小学校 第6学年1学級
- ・2015年12月9日：一宮市立大和東小学校 第6学年3学級
- ・2016年10月26日：知多市立旭南小学校 第6学年2学級
- ・2016年11月2日：尾張旭市立旭丘小学校 第6学年3学級
- ・2016年11月16日：名古屋市立柳小学校 第6学年2学級

なお、教材は各実施校ともに原則として同一である。

3 実施画像は、一宮市立大和東小学校における実践の記録である。

4 関連法規は以下の通りである。

1947年 教育基本法 第7条

家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体において奨励されなければならない。2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

1949年 社会教育法 第3条

国及び地方公共団体は、この法律および他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たつては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。

2006年 教育基本法 第12条

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

2008年 社会教育法 第3条

国及び地方公共団体は、この法律および他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たつては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及

び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

- 5 本稿における“狭義の社会教育”と“広義の社会教育”の用語法については、現在の社会教育界で一般的に用いられている用語法とは異なる。

[授業案]

平成28年度愛知県陶磁美術館学校出前講座				
<p>「やきものの歴史」 6年社会科関連</p> <p>(1) ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に小学校6年社会科「我が国の歴史」または「我が国の伝統や文化」に関連した授業。 ・縄文時代から江戸時代にいたる日本の歴史的なやきもの見学を通じて、日本の歴史と伝統・文化について理解を深め、親しみと誇りを育てることをねらいとする。 <p>(2) 内容(45分)</p>				
時間(分)	学習内容	指導事項	実物教材	児童の活動
5 (5)	あいさつ 授業内容の紹介			
5 (10)	①伝統的な 焼き物の分類	陶器・磁器などの材質分類	(実物教材 1) 土器皿(現代) 陶器皿(現代瀬戸) 炆器皿(現代常滑) 磁器皿(現代瀬戸)	・教材 1 観察 ・ワークシート 確認・記入
5 (15)	②焼き物の日本史	陶磁を通じた日本史の 概要把握	(実物教材 1)(主教材) (実物教材 2)(補助教材) 縄文・古墳土器片 須恵器片(奈良時代) 古瀬戸陶片(鎌倉・室町) 古唐津陶片(17世紀初) 有田磁器片(江戸前期)	・教材 1・2 観察 ・ワークシート 確認
25 (40)	③焼き物と 歴史文化	陶磁を通じた 日本の歴史と文化の把握		・教材 2-4 観察 ・ワークシート 記入(スケッチ、 題箋筆写) ・質疑応答
		[原始時代] 縄文土器・弥生土器の 造形、歴史文化の違い	(実物教材3a・3b) 縄文土器 弥生土器	
		[室町文化] 「茶の湯」の茶碗 特徴と喫茶の基本作法	(実物教材3c・3d) 杵茶碗(安土桃山時代) 天目茶話(室町時代)	
		[秀吉朝鮮出兵・鎖国] 江戸時代の九州陶磁 鎖国と長崎出島貿易	(実物教材3e・3f) 小代焼(近世・熊本県) 有田焼(近世・佐賀県)	
5 (45)	④まとめ	歴史文化と陶磁 陶磁の造形系譜 “縄文派” 左右非対称・不定形性 “弥生派” 左右対称・均整	“縄文派” 実物教材 3a・3c・3e “弥生派” 実物教材 3b・3d・3f	・ワークシート 確認
授業 終了後 (休み 時間)	⑤焼き物の日本史	陶磁を通じた日本史の 概要把握	(実物教材 2) 各時代古陶磁破片	・自由見学 (触ることも可)
<p>* 愛知県陶磁美術館作成の専用ワークシートを使用。</p> <p>* ③は作品について、下記 1-3 の活動をくりかえし行う。なお、③は床面に着座して実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童が実物教材を各自スケッチ、題箋筆写 2. 学芸員が概説 3. 児童・学芸員の質疑応答 				

(2016.09.26)

愛知県陶磁美術館・学校出前講座

名前

やきものの歴史

伝統的な焼き物の分類

普通の焼き物は、この4種類のどれかにあてはまる

	焼成温度	特徴				気付いたこと
		色	透明度	たたいた音	水の吸い方	
①土器	700~1000℃	こげ茶色 黄土色	不透明	にぶい音	水がもれる	弱い
②陶器	1000~1300℃	白・灰色 赤茶色	不透明	にぶい音	しみる	
③炆器	1100~1300℃	灰色 赤茶色	不透明	金属的な音	しみない	
④磁器	1200~1400℃	白	半透明	金属的な音	しみない	強い

焼き物の日本史

焼き物の技に、歴史あり

縄文時代草創期 約1万3千年前-	日本列島ではじめての土器である縄文土器が作られ始める。	平安時代末期 12世紀	常滑(愛知)・越前(福井)・丹波(兵庫)・備前(岡山)などで炆器が作られ始める。
弥生時代前期 紀元前4世紀-	西日本の方から弥生土器が作られ始める。	室町時代(戦国期) 16世紀	須恵器の生産が終わる。 美濃(岐阜県)の陶器生産が盛んになる。
古墳時代前期 紀元3世紀-	日本列島で古墳が作られ始める。これ以降の土器を土師器と呼ぶ。	安土桃山時代 16世紀後葉	唐津(佐賀県)で陶器が作られ始める。
古墳時代 3世紀-7世紀	日本列島で埴輪が作られ、古墳に置かれる。	安土桃山時代 16世紀末	日本ではじめての下絵付け陶器が作られ始める。
古墳時代中期 5世紀	日本列島ではじめての炆器である須恵器が作られ始める。	江戸時代初期 17世紀初	日本ではじめての下絵付け炆器が有田(佐賀県)で作られ始める。
飛鳥-平安時代後期 7世紀-11世紀	古代日本ではじめて釉薬(緑釉)をかけた陶器(緑釉陶器)が作られる。	江戸時代前期 17世紀	有田で色絵(上絵付け)陶器、京都で色絵(上絵付け)炆器が作られ始める。
奈良時代 8世紀	近畿地方で奈良三彩が作られる。釉薬は緑・黄・透明(白)の三種類。	江戸時代後期 19世紀	瀬戸(愛知県)など日本各地で炆器が作られ始める。
平安時代前期 9世紀	東海地方で、灰を原料とした釉薬をかけた灰釉陶器の量産が始まる。	明治時代 1868-1912	ファインセラミックスが作られ始める。
平安時代中期 10世紀	愛知県の瀬戸で陶器(灰釉陶器)が作られ始める。		

釉薬・絵付けによる装飾技法の分類




焼き物の断面 模式図

①釉薬を施さないもの
(素地)のもの

②釉薬を施したものの

③下絵付けして、
釉薬を施したもの

④下絵付け・施釉し、
上絵付けしたもの

素地	釉薬	釉薬 下絵 下絵	上絵 上 釉薬 下 下絵 素地
			
縄文 深鉢 東日本 縄文時代	緑釉 香炉 猿投(愛知) 平安時代	志野 山水文 鉢 美濃 安土桃山時代	色絵 美器手蓮花文 皿 有田 江戸時代

<small>じふもんは</small> 縄文派の焼き物 <small>ふていぎょうのみ</small> 不定形的美	<small>やよいは</small> 弥生派の焼き物 <small>ひらびらのみ</small> 均整的美
<p>①</p>  <p>縄文 深鉢 縄文土器 (東日本) 縄文時代 (紀元前2千年代)</p>	<p>②</p> 
<p>③</p> 	<p>④</p>  <p>天目 茶碗 瀬戸 (愛知県) 室町時代 (15世紀)</p>
<p>⑤</p>  <p>白釉流 船徳利 小代 (熊本県) 江戸時代 (19世紀)</p>	<p>⑥</p> 



1 会場全景



2 導入1・教材1 学芸員・児童活動



3 展開1 教材3a (縄文深鉢 縄文時代中期)



4 展開1 教材3b (壺 弥生時代後期)



5 展開2 教材3c
(黒織部茶碗 美濃 17世紀初)



6 展開2 教材3d
(天目茶碗 瀬戸 15世紀)



7 展開3 教材3e
(白釉流船徳利 小代 19世紀)



8 展開3 教材3f
(色絵牡丹文鉢 有田 18世紀)



9 展開1 学芸員・児童活動 (教材3a・3b)



10 展開2 学芸員・児童活動 (教材3c・3d)



11 展開3 学芸員・児童活動 (教材3e・3f)



12 陶片展示全景(教材2)



13 陶片1 (縄文土器・弥生土器・土師器)



14 陶片2 (須恵器 8世紀)
陶片3 (瀬戸 13-14世紀)



15 陶片4 (唐津 17世紀初)
陶片5 (有田 17世紀)



16 陶片展示見学体験 (授業終了後)